工事の請負契約に係る最低制限価格算出要綱

平成２５年６月７日

内灘町告示第３４号

（趣旨）

第１条　この要綱は、内灘町財務規則（昭和４０年規則第４号。以下「財務規則」という。）第６５条第３項の規定による工事の請負契約について最低制限価格の算出方法に関し、必要な事項を定めるものとする。

（最低制限価格の算出方法）

第２条　財務規則第６２条第２項に規定する予定価格が１３０万円を超える工事の請負契約に係る最低制限価格の算出方法は、次の各号に掲げる工事の種別（当該工事の予定価格算出の基礎とした設計書等（以下「設計書等」という。）に係る工事の種別をいう。）に応じ、設計書等に基づき算出した当該各号に掲げる額（その額に１，０００円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に１００分の１０８を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に１０分の９を乗じて得た額を超える場合は当該予定価格に１０分の９を乗じて得た額とし、予定価格に１０分の７を乗じて得た額に満たない場合は当該予定価格に１０分の７を乗じて得た額とする。

（１）土木工事　次に掲げる額の合算額(スクラップ処分益が計上されている場合は、アからエの合計額からスクラップ処分益を控除した額)

ア　直接工事費の額に１０分の**９・７**を乗じて得た額

イ　共通仮設費の額に１０分の９を乗じて得た額

ウ　現場管理費の額に１０分の９を乗じて得た額

エ　一般管理費の額に１０分の５・５を乗じて得た額

（２）建築工事及び設備その他工事　次に掲げる額の合算額(スクラップ処分益が計上されている場合は、アからエの合計額からスクラップ処分益を控除した額)

ア　直接工事費に１０分の９を乗じて得た額に１０分の**９・７**を乗じて得た額

イ　共通仮設費の額に１０分の９を乗じて得た額

ウ　直接工事費に１０分の１を乗じて得た額と現場管理費の額の合算額に１０分の９を乗じて得た額

エ　一般管理費の額に１０分の５・５を乗じて得た額

２　前項の規定にかかわらず、特別な工事については、１０分の９から１０分の７までの範囲内の割合を予定価格に乗じて得た額を最低制限価格とする。

（落札者の決定等）

第３条　最低制限価格を下回る入札が行われた場合は、入札執行者は、当該入札をした者を失格とする。この場合において、入札執行者は入札参加者に対して、当該入札者を失格とする旨を告げるものとする。

２　前項の場合において、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者が存在するときは、入札執行者は、この者のうち最低の価格をもって入札をした者(同価の入札をした者が２人以上あるときは、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号)第１６７条の９の規定によるくじ引きにより決定した者）を落札者とする。

（入札参加者への周知）

第４条　最低制限価格を設定した場合は、入札に参加しようとする者に対し、当該入札に関し、最低制限価格が設定されていることを周知しなければならない。

（最低制限価格の公表）

第５条　最低制限価格は、当該工事の契約締結後に閲覧その他の方法により公表するものとする。

（その他）

第６条　この要綱に定めるもののほか、最低制限価格の設定に関し、必要な事項は別に定める。

附　則

この告示は、平成２５年７月１日から施行し、同日以後に公告する入札参加者に通知する指名競争入札による工事から適用する。

附　則（平成２８年３月３１日告示第１０号）

この告示は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則（平成２８年９月２７日告示第５７号）

この告示は、平成２８年１０月１日から施行する。

附　則（平成２９年６月２１日告示第３８号）

この告示は、平成２９年７月１日から施行する。